

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

50歳以上は転倒に要注意！

職場で「滑り」減らす対策を

労働安全衛生総合研究所 大西 明宏

特集Ⅱ

創業以来死亡災害ゼロ 一步先行く安全管理で

専門工事業者初のコスモス認定に

小黑組

ニュース

ストレスチェック

定期健診に数百円上乘せ

厚労省 改正安衛法案を国会提出へ

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2205

2014

3 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士小泉事務所

所長 小泉正典

出張中、実家に泊まった後に会社へ戻る途中に交通事故

■ 災害のあらまし ■

社員Aと社員Bは、県外のC市へ出張に行った。出張は3日間で社員A、Bは、同じホテルに宿泊予定だった。ところが社員AはC市内に実家があり、2日目の業務終了後、一人で実家へ泊まりに行った。翌日、社員AとBは朝ホテル前で合流し、C市での出張業務を行った。

その後、社用車で会社に戻る途中、後ろの車に追突され、それぞれ骨折と打撲を負ったもの。

■ 判断 ■

出張中の業務遂行性については、積極的な私的行為・恣意行為を除き、出張に通常伴う行為であるとして業務遂行性が認められている。今回、社員Bはもちろん、出張中に実家に泊まりに行った社員Aについても、出張業務復帰後の災害のため、**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

通常、会社への移動中の災害は、通勤災害となるが、出張中においては会社から出張先、そしてまた会社に戻る場合は、一般的に業務上の災害とされる。また、自宅→出張先→自宅というケースでも、特段の事情がない限りは出張中の災害として「業務上」と判断されることが多い。これは、出張中はその過程（目的地に移動や帰宅も含め）全般に「業務遂行性」が認められるためである。しかし、積極的な私用や私的行為、恣意行為があったと判断されれば、「業務起因性」が認められず、業務上の災害とはならない。

社員Aが、実家に泊まりに行ったことは積極的な私的行為ではあるが、災害が起き

第167回

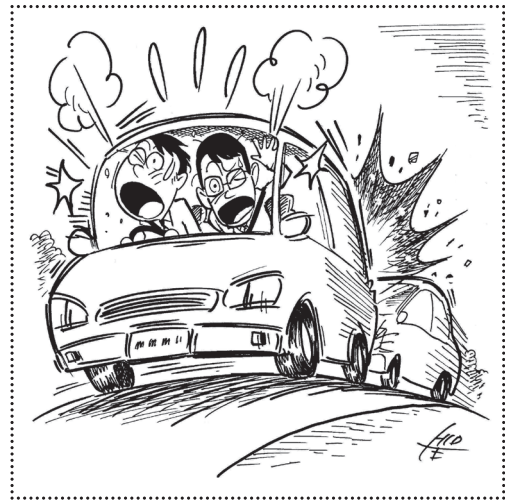
た時点では通常の順路（業務）に復帰しており、私的行為中の災害ではないため、業務遂行性は失われない。また、会社へ帰社途中に追突されたための負傷で、その災害と出張業務との因果関係も明白である。

ただし、出張中は全般的に業務上と認められるとはいえ、宿泊先のホテルで泥酔して階段から足を踏み外したり（接待での飲酒は別として、自ら泥酔するまで飲酒をするのは私的行為）、ホテルへチェックインした後に私的な飲食で外出した際の事故でケガをした場合などは、業務外と判断されている。

食事がついていないホテルもあるが、食事のためだけの行為中の災害であれば、どこかで食事をする必要があるので、業務に付随する行為として業務上と認められるところ、得意先の人も誰もいない状況（接待などでもなく）であり、それより後の行動は、宿泊中の全く自由な時間における私的行為とされた。

このほか、出張中の事故に関連した事例としては、食品会社の陸上部に所属する選手が日本代表チームの合宿に向かう途中に交通事故死したというものがある。ここで争点は「業務命令」の有無であった。労働基準監督署では、「日本陸上競技連盟が個人の資質に着目して選手に参加を依頼した」として、会社の「業務命令」による出張とは認めなかったが、遺族が不服審査申立後、労働保険審査会は、会社が合宿への参加を承認し、移動に使った車を手配して経費負担していることなどから、会社の指揮監督・管理下にあり、業務上の事故と判断したというものがある。

出張中は、通常会社で仕事をしている状況と異なり、事業主や管理監督者の目が行き届かない場合が多い。



出張中の災害については、全て業務上ということではなく、積極的な私的行為中であつたかどうか確認が必要であり、社員にも、出張中だからと羽を伸ばしすぎないことなど日頃から注意を促しておくことも大切である。

最後に出張中における労災認定のポイントを整理しておこう。

1. 出張中は、その出張業務の成否や遂行方法について包括的に事業主が責任を負っている。よって、出張中はよほどの事情がない限りは出張過程全般について事業主の支配下にあると考え、その過程全般に業務遂行性を認めている。

2. しかし、出張中のすべての行為にまで業務遂行性が認められるわけではなく、出張中は個々の行為についていちいち事業主の拘束を受けず、出張者の任意に委ねられている部分が大半であるという事情から、出張の性質上、ある程度私的行為が介在することを許容している。

3. すなわち、出張中の個々の行為については、積極的な私用・私的行為あるいは本人の恣意行為による場合を除き、それ以外は一般に出張に当然または通常伴う行為とみて、業務遂行性が認められることになる。